

1. 任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職の状況

採用人数は、30名（令和4年4月1日付の採用人数）

退職人数は、28名（令和3年度中の退職人数（再任用終了職員除く））

(2) 職員数の状況

職員定数は、「職員定数条例」の範囲内で配置しています。組織体制の見直しを行い、厳しい財政状況に対応するため適正な職員配置に努めています。

① 部門別職員数及び、増減の状況

区 部	分 門	職 員 数			3年度と4年度の比較				主 要 な 増 減 の 内 訳
		2 年 度	3 年 度	4 年 度	増 員 数	減 員 数	差 引		
一 般 行 政	議 会	6	6	6	0	0	0		
	総 務	126	124	131	14	7	7	(増)総務一般部門における機構の新設及び欠員補充、総務一般部門・行政委員会部門・広報広聴部門・管財部門の体制充実、防災部門から位置付け変更 (減)総務一般部門の体制見直し及び欠員不補充	
	税 務	43	42	42	1	1	0	(増)税務部門の体制充実 (減)税務部門の一部業務委託	
	民 生	249	244	244	0	0	0		
	衛 生	55	57	60	3	0	3	(増)保健センターの体制充実	
	農林水産	10	10	10	0	0	0		
	商工労働	7	8	7	0	1	▲ 1	(減)商工一般部門の事業廃止に伴う位置付け変更	
	土 木	48	49	49	0	0	0		
	小 計	544	540	549	18	9	9		
特 別 行 政	教 育	127	127	129	4	2	2	(増)保健体育一般部門・その他の社会教育施設部門の欠員補充、保健体育部門の位置付け変更、文化財保護部門の体制充実 (減)中学校事務部門・社会教育一般部門の退職不補充	
	消 防	159	163	163	1	1	0	(増)消防部門の体制見直し (減)防災部門へ位置付け変更	
	小 計	286	290	292	5	3	2		
普通会計合計		830	830	841	23	12	11		
公 営 企 業 等	病 院	0	0	0	0	0	0		
	水 道	34	34	35	1	0	1	(増)水道部門の体制充実	
	下 水 道	13	13	13	0	0	0		
	そ の 他	41	40	41	1	0	1	(増)介護保険事業部門の欠員補充	
	小 計	88	87	89	2	0	2		
総合計		918	917	930	25	12	13		

(注) 本表における「一般行政」部門は、国の統計による分類です。

※職員数については、各年度4月1日現在のもの。

② 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	合計
職員数 (人)	2	25	71	114	102	107	113	116	128	74	44	34	930

(注)再任用短時間勤務職員は含みません

２．給与の状況

職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、生計費、国やほかの地方公共団体の職員、民間事業の従事者の給与などを参考にして定められています。また、給与の基本的な事項は、市議会の議決を経て、「一般職の職員の給与に関する条例」「職員の退職手当に関する条例」などで定められています。これらの条例に基づき支給される職員の給与の状況は、表のとおりです。

（１）人件費の状況（令和３年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (R4.3.31 現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) ２年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
108,514	47,591,131	856,228	8,207,444	17.3	14.5

（注）人件費には、特別に支給される給料又は報酬を含みます。

（２）職員給与費の状況（令和３年度普通会計決算）

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人	千円	千円	千円	千円	千円
842 (1)	2,871,627	727,120	1,249,047	5,004,251	5,943

（注）１ 職員手当には、退職手当を含まない。

２ 職員数は、３年４月１日現在の人数である。

３ （ ）内は、再任用短時間勤務職員の職員数であり、その上の職員数に含まれています。

（３）給料月額等の状況

① 初任給の状況（令和４年４月１日現在）

（円）

区分		富田林市
一般行政職	大学卒	188,700
	高校卒	154,900

② 平均給料月額及び平均年齢の状況（令和４年４月１日現在）

区分		富田林市
一般行政職	平均給料月額（円）	312,700
	平均年齢（歳）	41 歳 10 月

③ 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和４年４月１日現在）
（円）

区分		経験年数 10～15 年	経験年数 15～20 年	経験年数 20～25 年
一般行政職	大学卒	280,600	316,300	369,100
	高校卒	245,900	293,400	343,100

④ 級別職員数（普通会計）の状況（令和４年４月１日現在）

一般行政職

区分	標準的職務	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	他の級に属さない職務	32	7.1
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務	78	17.4
3 級	副主任	72	16.1
4 級	係長・主査・主任	145	32.4
5 級	課長代理・分署長代理・主幹	61	13.6
6 級	課長・分署長・参事	37	8.3
7 級	次長・次長代理・副署長	11	2.4
8 級	部長・消防長・理事・署長	12	2.7
合 計		448	100

- (注) 1. 富田林市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的職務とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。

(4) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当の支給割合（令和4年4月1日現在）

区 分	富田林市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.2月分 (0.675月分)	0.95月分 (0.45月分)	1.2月分 (0.675月分)	0.95月分 (0.45月分)
1 2 月期	1.2月分 (0.675月分)	0.95月分 (0.45月分)	1.2月分 (0.675月分)	0.95月分 (0.45月分)
計	2.4月分 (1.35月分)	1.9月分 (0.9月分)	2.4月分 (1.35月分)	1.9月分 (0.9月分)
職制上の段階、職務の等級による加算措置	有		有	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 扶養手当、住居手当、通勤手当の概要（令和4年4月1日現在）

区分	富田林市	国
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記区分により支給(月額) ・配偶者 6,500円※ ・扶養親族1人につき(子)(父母等) 10,000円 6,500円※ ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円 加算 ※行政職俸給表(一)8級以上職員等の場合、支給額は3,500円	○扶養親族のある職員に対して下記区分により支給(月額) ・配偶者 6,500円※ ・扶養親族1人につき(子)(父母等) 10,000円 6,500円※ ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円 加算 ※行政職俸給表(一)8級以上職員等の場合、支給額は3,500円
住居手当	○住居を賃借している職員に対して下記区分により支給(月額) ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 ・家賃が月額23,000円を超える場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 *支給限度額 27,000円	○住居を賃借している職員に対して下記区分により支給(月額) ・家賃が月額27,000円以下の場合 家賃 - 16,000円 ・家賃が月額27,000円を超える場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円 *支給限度額 28,000円
通勤手当	○交通機関を利用して運賃等を負担している職員に対して支給(月額) ・1ヶ月当りの運賃等相当額が55,000円まで全額支給 ・通用期間6ヶ月の定期券の価格を基礎として手当額を算出 ○交通用具等を利用している職員に対して支給 2,000円～20,500円	○交通機関を利用して運賃等を負担している職員に対して支給(月額) ・1ヶ月当りの運賃等相当額が55,000円まで全額支給 ・通用期間6ヶ月の定期券の価格を基礎として手当額を算出 ○交通用具等を利用している職員に対して支給 2,000円～31,600円

③ 地域手当（令和４年４月分）

支給率	富田林市	6%
	大阪府	11.8%

	支給対象職員数	一人当たり平均支給額
富田林市	930 人	20,000 円

（５）特別職の給料等の状況（令和４年４月１日現在）

区分		月額等		
給料	市長	1,010,000 円（※１）		
	副市長	840,000 円（※２）		
	教育長	740,000 円（※２）		
報酬	議長	700,000 円		
	副議長	650,000 円		
	議員	610,000 円		
期末手当 勤勉手当	市長 副市長 教育長	区分	期末手当	勤勉手当
		６月期	2.075 月	—
		１２月期	2.075 月	—
		計	4.15 月	—
	議長 副議長 議員	６月期	2.075 月	—
		１２月期	2.075 月	—
		計	4.15 月	—

（※１）令和２年４月より２０％カットを行っています。

（※２）令和２年４月より１０％カットを行っています。

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

本庁勤務の一般職員	月曜日～金曜日（休日除く） 勤務時間：午前9時00分～午後5時30分 うち休憩時間45分
-----------	--

(2) 年次有給休暇の概要状況（令和3年実績）

内容	平均使用日数
1年に20日付与。現年付与分のみ翌年に繰り越し可	12.2日

(3) 主な特別休暇の種類

種 類	付与日数
証人等出頭休暇	必要期間
職員の出産休暇	産前8週間（多胎妊娠は14週間）及び産後8週間
育児時間休暇	1日90分以内
生理休暇	1回2日以内
感染症隔離休暇	必要期間
災害交通遮断休暇	必要期間
結婚休暇	7日以内
家族介護看護休暇	子一人につき5日以内 (ただし、中学校未満の子) 父母、配偶者の父母に10日以内 ※上記合わせて、最大20日以内
配偶者の出産休暇	2日以内
忌引休暇	父母・配偶者・子 10日 祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母 5日 伯叔父母・配偶者の兄弟姉妹 3日
妊婦の通院休暇	妊娠6月末まで 4週間に1回 妊娠7～9月末まで 2週間に1回
流産休暇（妊娠4月以内）	7日以内
妊婦の通勤緩和休暇	1日1時間以内
妊娠障害休暇	5日以内
出生サポート休暇	5日以内 または 10日以内
育児参加休暇	5日以内
リフレッシュ休暇	在職10年 2日 在職20年 3日 在職30年 5日
骨髄提供のための休暇	必要期間
ボランティア休暇	5日以内

(4) 育児休業等の状況（令和3年度実績）

(人)

区分	育児休業関係			介護休暇取得者数
	育児休業取得者数	部分休業取得者数		
		うち両休業取得者数		
男性職員	7	0	0	0
女性職員	32	6	14	0
合計	39	6	14	0

4. 分限処分・懲戒処分の状況

令和3年度 (人)

処分の種類		処分者数
分限 処分	免 職	1
	休 職	9
	降 任	
	降 給	
懲戒 処分	免 職	
	停 職	
	減 給	2
	戒 告	

5. 退職管理の状況

職員の退職管理の状況（令和3年度）

対象者	退職者数	届出件数
退職職員	34 人	—

退職職員（再任用終了職員も含む）。会計年度任用職員、条件付採用期間中の職員は含みません。

6. 研修の状況

職員研修は、地方公務員法の規定に基づき、職員の職務遂行能力の向上を図ることなどを目的に毎年度実施しています。

令和3年度に実施した主な研修は、以下のとおりです。

【市単独集合研修】

名称・内容	講座数	受講者数
基本研修(新規採用職員研修、職階別研修ほか)	21	862

【講習会・説明会】

名称・内容	講座数	受講者数
講習会・説明会	0	0

【研修生・実習生受入れ】

名称・内容	コース数	人数
フィールドワーク、OB・OG 訪問	1	5

【共同研修】

名称・内容	講座数	受講者数
中部都市研修協議会主催研修	7	43

【派遣研修】

名称・内容	講座数	受講者数
マッセ OSAKA 主催研修	22	41
その他	10	19

7. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理の実施

職員が能力を発揮し、職務迅速かつ的確に遂行するため、また日頃の健康管理や快適な職場環境の確保のため、「富田林市職員労働安全衛生管理規程」などにに基づき、以下のような事業を実施しています。

各種健康診断の実施 ※別記実施状況
産業医による健康相談の実施
ハラスメント・メンタルヘルス相談の実施
メンタルヘルス研修の実施

○健康診断の実施状況（令和3年度）

健康診断名	対象者	受診者数
一般定期健康診断（10月）	全職員	1,324人
VDT検診	VDT作業4時間以上従事職員	91人
胃検診	受診希望職員	201人
腰痛・頸肩腕障害検診	保育園職員（調理員・園務員含む）、児童館保育士、図書館職員、道路交通課・環境衛生課の現業職員、小・中学校校務員、市民窓口課・障害福祉課の手話通訳員、介助員、介添人、幼稚園教諭（園務員含む）	117人
婦人科検診	女性職員	子宮がん 365人 乳がん 515人
B型肝炎予防ワクチン接種	消防職員、衛生課職員	17人

(2) 福利厚生の状況

地方公共団体は、地方公務員法により職員の福利厚生を実施することが義務付けされており、本市では富田林市職員福利厚生会において福利厚生事業を実施しています。

福利厚生の状況（令和3年度）	
個人掛け金（月額）	800円
市補助金（月額）	670円
主な事業内容	・生活資金貸付 ・人間ドック補助金 など

8. 公平委員会の報告

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況（令和2年度）

項 目	件 数
前年度から引き続き係属している事案	0
本年度中に提起された事案	0
本年度中に処理された事案	0
次年度に継続した事案	0

（根拠法令）

地方公務員法第 46 条、第 48 条

勤務条件に関する措置の要求に関する規則

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和2年度）

項 目	件 数
前年度から引き続き係属している事案	0
本年度中に提起された事案	0
本年度中に処理された事案	0
次年度に継続した事案	0

（根拠法令）

地方公務員法第 49 条～第 51 条の 2

不利益処分についての不服申立に関する規則